

第3版

神流町の介護保険

医療・介護事業者情報

.....



神流町の介護保険 ＜目次＞

介護保険サービス

介護予防・日常生活支援総合事業

介護保険制度について	…1
介護予防・日常生活支援総合事業について	…1
要介護・要支援認定とは	…2
サービスを利用するには	…2
神流町で利用できる在宅サービスについて	…6
施設サービスについて	…10
サービスを利用したときの費用について	…12
神流町の一般介護予防事業について	…13
神流町地域包括支援センターについて	…14

医療機関及び介護サービス事業者

神流町の医療機関および介護サービス事業者	…1
神流町周辺の医療機関	…2
神流町周辺の施設サービス事業者	…4

介護保険サービス

介護予防・日常生活支援総合事業

介護保険制度について…

高齢化が急速に進み、それに伴い寝たきりや認知症などの介護を必要とする高齢者も増加しています。一方で、介護期間の長期化・介護する家族の高齢化も進み、家族だけでは十分な介護をすることが難しくなっています。

このような「誰もが直面する切実な問題である介護」を社会全体で支え合い、「誰もが安心して老後の生活を送れる」ことを目的として、平成12年（2000年）に介護保険制度が開始されました。

しかし、できるならば人の世話にならず健康に過ごしたい…と誰もが思うでしょう。

介護保険法では「国民の努力及び義務」として、健康の保持増進や適切なサービスを利用することで、その人の有する能力の維持向上に取り組むことが求められています。一人ひとりが要介護状態の予防や改善を目指していく必要があるのです。

また、国の方針として、国民の3人に1人が65歳以上となる2025年（令和7年）を目途に、地域の医療・介護や住民がお互いに連携し、「高齢になってもできる限り住み慣れた地域で、健康で活動的な生活を送ること（地域包括ケアシステム）」の実現を目指しており、各市町村で取り組んでいるところです。

介護予防・日常生活支援総合事業について…

介護保険制度の改正に伴い、介護予防・日常生活総合事業が創設され、神流町では平成29年4月から開始となりました。

総合事業では、要支援認定を受けた人や基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた人が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と、65歳以上のすべての人が利用できる「一般介護予防事業」があります。

そのため、これまでの要支援認定を受けた人が利用していた「介護予防訪問介護」と「介護予防通所介護」が総合事業に移行することとなりました。

要介護・要支援認定とは…

要介護・要支援認定とは、その人がどのくらいの介護や支援を必要とするかを判定するもので、結果によって対象の介護保険給付や使えるサービスの種類が決まります。

サービスの利用が出来るのは、65歳以上の高齢者（第1号被保険者）と、40歳から64歳で特定疾病によって介護を必要としている方（第2号被保険者）です。

特定疾病とは主に老化が原因となっている疾病（16種類）で、それ以外の原因（交通事故等）では対象になりません。

【特定疾病一覧】

- | | |
|---|--|
| 1. がん（末期） | 10. 早老症 |
| 2. 関節リウマチ | 11. 多系統萎縮症 |
| 3. 筋萎縮性側索硬化症 | 12. 糖尿病性神経障害、
糖尿病性腎症及び
糖尿病性網膜症 |
| 4. 後縦靭帯骨化症 | 13. 脳血管疾患 |
| 5. 骨折を伴う骨粗しょう症 | 14. 閉塞性動脈硬化症 |
| 6. 初老期における認知症 | 15. 慢性閉塞性肺疾患 |
| 7. 進行性核上性麻痺、
大脳皮質基底核変性症
及びパーキンソン病 | 16. 両側の膝関節又は
股関節に著しい変形を
伴う変形性関節症 |
| 8. 脊髄小脳変性症 | |
| 9. 脊柱管狭窄症 | |

サービスを利用するには…

① 窓口相談

サービスの利用を希望する方は、役場の窓口（保健福祉課介護保険係）に相談してください。原則として、利用者本人が役場（本庁・支所どちらでも可）で手続きをします。ただし、要介護状態などで外出が困難な方は、家族や地域包括支援センター・指定居宅介護支援事業者等の代行申請も可能です。

本人の状態や希望するサービスによって、「要介護・要支援認定を受ける」か「基本チェックリストを受ける」かで分かります。

【申請に必要な物】

1. 要介護・要支援認定申請書
(町のホームページからダウンロードできます)
2. 介護保険被保険者証（手元にある場合）
3. 健康保険被保険者証（40歳～64歳までの第2号被保険者の場合）
4. 印鑑

②-A. 要介護・要支援認定を受ける

「要介護・要支援認定申請書」を窓口に提出すると、担当者から調査日時や場所を決めるための連絡があります。決められた日に調査員がご自宅を訪問し、本人や家族に聞き取りを行います。本人が入院・入所中の場合はその施設で調査を行いますが、原則として家族の立会いが必要になりますので、ご協力ください。

認定調査とは、「どれくらいの介護を必要とするかの度合い（介護の量）」を判断するための調査であり、病気の重さを調べるものではありません。

認定調査とは別に、医師の作成する「主治医意見書」も必要となりますので、受診の際に「介護保険の申請をした」旨を医療機関の受付に申し出てください。

「認定調査票」と「主治医意見書」の内容を基に一次判定が行われ、その結果を基に「介護認定審査会」が行われます。必要な介護の度合い（要介護度）が決定した後、介護保険係から結果通知が届きます。

結果通知の封筒には「認定通知書」と「介護保険被保険者証」「利用者負担割合証」が入っています。手元に届いたら、自分の認定結果や有効期間、負担割合を確認しておきましょう。

新規申請の場合は原則として申請日から30日以内に結果が出ますが、認定調査日の調整等によって前後することもあります。

要介護認定の更新の際には、有効期限満了日の約2ヶ月前に介護保険係から「更新申請」に関する案内が届きます。引き続き介護保険サービスを利用したい場合は、更新申請をしてください。

【認定区分から見た平均的な状態】

非該当	時間がかかっても身の回りのことができるなど、自立の状態	1ヶ月の利用限度額(円)
要支援1	社会的支援を要する状態	50,320円
要支援2	重い認知症等がなく心身の状態も安定しているが、社会的支援や部分的な介護を要する状態	105,310円
要介護1	心身の状態が不安定であったり、認知症などにより部分的な介護を要している状態	167,650円
要介護2	身の回りの世話に何らかの介護を必要とするなど、軽度の介護を要する状態	197,050円
要介護3	立ち上がりや片足立ち等の動作が自分一人ではできないなど、中等度の介護を要する状態	270,480円
要介護4	歩行や立位などの移動動作が自分一人ではできないなど、重度の介護を要する状態	309,380円
要介護5	寝たきりなど、最重度の介護を要する状態	362,170円

②-B. 基本チェックリストを受ける

利用したいサービスが「ヘルパー派遣」や「デイサービス」のみの場合、介護保険の認定を受けなくても「基本チェックリスト」による判定で要支援相当の状態かを判断し、利用することができます。

基本チェックリストは、25の質問項目で日常生活に必要な機能が低下していないかを調べるものです。これにより生活機能の低下がみられると判断された場合、「事業対象者」として「介護予防・生活支援サービス事業」が利用できます。

「非該当」と判断された場合には、「一般介護予防事業」を利用することとなり、介護サービスや介護予防サービスは利用できません。

③ サービスを利用する

要介護度区分が「要介護1～5」「要支援1～2」および「事業対象者」については、サービスを利用するにあたり計画の作成が必要になります。

「要介護」は居宅介護支援事業者が、「要支援、事業対象者」は地域包括支援センターが、それぞれ「ケアプラン」を作成します。

介護度によって1ヶ月に利用できるサービスの量が決まっていたり、サービス種類や事業所によっても利用料金が異なりますので、事前の調整が大切です。

在宅でのサービス利用を希望する方は下記の事業所まで、施設入所中や入所予定の方は利用施設に、お気軽にお問い合わせください。

ケアプランは自己作成することもできます。この場合、利用するサービス事業者との調整や保険者（神流町）の承認を得るなどの作業を毎月行うこととなりますが、その際には地域包括支援センターで作業手順の説明を受け、本人や家族が直接行うこととなります。

【要介護1～5】

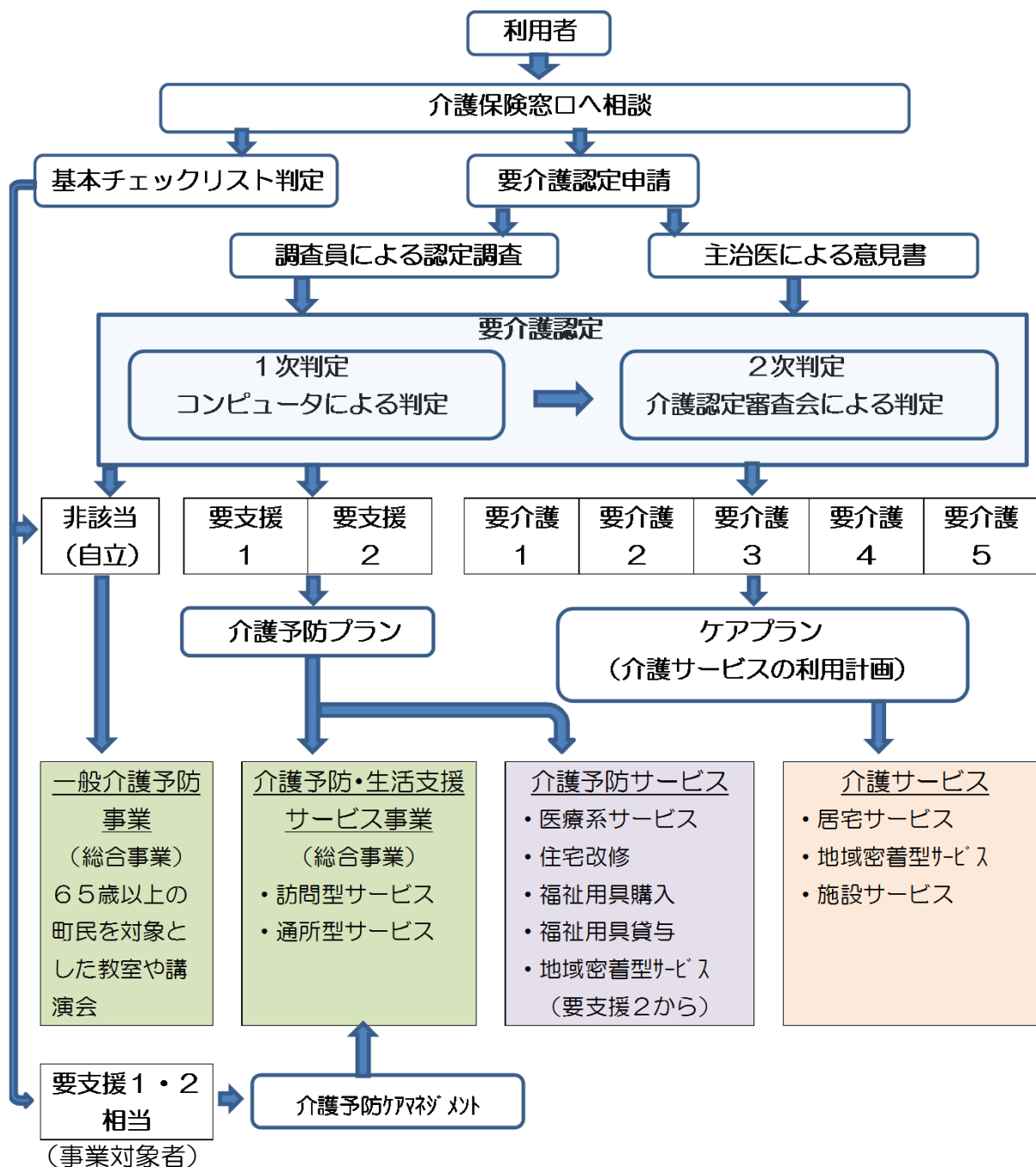
※居宅介護支援事業者はどの事業所を選んでも問題ありませんが、町内では住んでいる地区にある事業所を選ぶ人が多いです。

地区	事業所名	住所	電話番号	営業時間
旧万場	居宅介護支援センター やまの花	神流町大字 万場207番地	(0274) 20-5200	8:30～ 17:30 休業日なし
旧中里	神流町社会福祉協議会	神流町大字 神ヶ原430番地1	(0274) 58-2781	8:30～ 17:15 土日祝日・年末年始は休み

【要支援1・2および事業対象者】

地区	事業所名	住所	電話番号	営業時間
町内 全域	神流町地域包括支援センター	神流町大字 万場90番地6	(0274) 57-2111	8:30～ 17:15 土日祝日・年末年始は休み

介護サービスの利用手続き



神流町で利用できる在宅サービスについて…

神流町の在宅サービス事業者は3ヶ所で、うち訪問通所の介護サービス事業者が2ヶ所です。医療系のサービス事業者はありませんので、必要に応じて町外の事業者と契約を結び、サービスを利用することとなります。

距離の問題で、神流町が営業の範囲に入っていないサービス事業者も多くありますので、利用にあたっては担当のケアマネジャーに相談してください。

① 居宅で利用するサービス

訪問介護：要介護1～5

訪問介護員（ホームヘルパー）が居宅を訪問し、入浴・排泄・食事等の「身体介護」や、調理・掃除・買い物等の「生活援助」を行います。

※「生活援助」は、一人暮らしや家族が病気などで家事を行うことが難しい場合に頼むことができますが、家族のための食事や家族の部屋の掃除、犬の散歩や草むしりなどは頼むことができません。

訪問型サービス：要支援1・2、事業対象者

訪問介護員（ホームヘルパー）が居宅を訪問し、利用者が自力で行うことが困難な行為について、介護予防を目的として必要性や適切な期間・方法などを判断したうえで、日常生活の支援を行います。

訪問看護：要介護1～5

主治医の指示により看護師等が居宅を訪問し、療養上の世話や診療の補助を行います。

介護予防訪問看護：要支援1・2

主治医の指示により看護師等が居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助を行います。

訪問リハビリテーション：要介護1～5

自宅での訓練が必要な場合、主治医の指示により理学療法士や作業療法士等が居宅を訪問し、利用者ごとに作成した計画に基づく機能訓練を行います。

介護予防訪問リハビリテーション：要支援1・2

介護予防のため、自宅での訓練が必要な場合、主治医の指示により理学療法士や作業療法士等が居宅を訪問し、利用者ごとに作成した計画に基づく機能訓練を行います。

訪問入浴介護：要介護1～5

浴槽を積んだ入浴車で居宅を訪問し、入浴の介助を行います。

介護予防訪問入浴介護：要支援1・2

浴槽を積んだ入浴車で居宅を訪問し、介護予防を目的とした入浴の介助を行います。

※疾病等のやむを得ない理由で家庭での入浴が困難な場合、利用できます。

② 日帰りで利用するサービス

通所介護 : 要介護1~5
デイサービスセンターに通い、健康チェックや入浴・食事等の提供とその介護、日常の動作訓練などが受けられます。
通所型サービス : 要支援1・2、事業対象者
デイサービスセンターで入浴や食事等の日常生活の支援、 <u>生活行為向上のための支援</u> 、運動機能の向上訓練などが受けられます。
通所リハビリテーション : 要介護1~5
主治医の指示により、理学療法士や作業療法士等がいる介護老人保健施設等に通い、そこで機能訓練などが受けられます。
介護予防通所リハビリテーション : 要支援1~2
介護老人保健施設等に通い、入浴や食事等の日常生活上の支援、 <u>生活行為向上のための支援</u> 、リハビリテーションなどが受けられます。

③ 施設での短期入所サービス（ショートステイ）

短期入所生活介護 : 要介護1~5
介護の必要な人が特別養護老人ホーム等に短期間宿泊し、入浴・排泄・食事等の介護や日常生活上の世話及び機能訓練などが受けられます。
介護予防短期入所生活介護 : 要支援1・2
特別養護老人ホーム等へ短期間宿泊し、 <u>介護予防を目的とした日常生活上の支援</u> や機能訓練などが受けられます。
短期入所療養介護 : 要介護1~5
短期間、介護老人保健施設や介護療養型医療施設等の施設に宿泊し、看護や医学的管理下における介護や必要な医療などが受けられます。
介護予防短期入所療養介護 : 要支援1・2
短期間、介護老人保健施設や介護療養型医療施設等の施設に宿泊し、医師の管理のもとに療養のために必要な医療などが受けられます。

④ 福祉用具の貸与

福祉用具貸与（レンタル）：要介護1～5

日常生活の自立を助けるための福祉用具を借りることができます。

介護予防福祉用具貸与（レンタル）：要支援1・2

福祉用具のうち、介護予防に役立つものを借りられます。

【貸与の対象となる福祉用具品目（要介護、要支援共通）】

1. 車いす ※介護度により利用制限があります
2. 車いす付属品
3. 特殊寝台（介護用ベッド）
4. 特殊寝台付属品（マットレス、サイドレール等）
5. 床ずれ防止用具
6. 体位変換器
7. 手すり（工事不要のもの）
8. スロープ（段差解消のもので、工事不要のもの）
9. 歩行器
10. 歩行補助つえ
11. 認知症老人徘徊感知機器
12. 移動用リフト（つり具の部分を除く）
13. 自動排泄処理装置

⑤ 福祉用具の購入

特定福祉用具購入：要介護1～5

入浴や排泄などに利用する福祉用具のうち、日常生活の自立や介護に役立つものの購入費が支給されます。

特定介護予防福祉用具購入：要支援1・2

入浴や排泄などに利用する福祉用具のうち、介護予防に役立つものの購入費が支給されます。

【購入の対象となる福祉用具品目（要介護、要支援共通）】

1. 腰掛便座（ポータブルトイレや据置き便座等）
2. 自動排泄処理装置の交換可能部分
3. 入浴補助用具（入浴用いす、浴槽用手すり、入浴台等）
4. 簡易浴槽
5. 移動用リフトのつり具の部分

購入できる額は、年間10万円が上限です。いったん購入費全額を支払いますが、申請により利用者負担割合に応じた返還金が支給されます。

県の指定事業者で購入した場合に限られ、また、利用者の心身の状態などから利用が想定しにくい用具は、対象にならない場合があります。購入前に担当ケアマネジャーや地域包括支援センター、介護保険係に相談してください。

⑥ 住宅改修

(介護予防) 住宅改修費の支給 : 要支援1～要介護5

心身の機能が低下している高齢者の自宅での生活支援や、家庭で介護する人の負担軽減のために住宅改修をする場合、その費用が支給されます。

【住宅改修費の支給対象となる改修（要介護・要支援共通）】

1. 手すりの取り付け
2. 段差の解消
3. 滑りの防止、移動の円滑化のための床又は通路面の材料の変更
4. 引き戸等への取替え
5. 洋式便器等への便器の取替え
6. その他これらの住宅改修に付帯して必要となる改修

改修費の上限額は20万円までで、原則として同一の住宅で、分割して利用することができます。いったん購入費全額を支払いますが、申請により利用者負担割合に応じた返還金が支給されます。

着工前に介護保険係に事前申請し、承認を得る必要があります。また、ケアマネジャーの作成する書類も必要なので、必ず、改修着工前に担当ケアマネジャーや地域包括支援センター、介護保険係に相談してください。

⑦ 地域密着型サービス

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護 : 要支援2～要介護5

介護が必要な認知症高齢者を対象に、少人数による共同生活の中で、入浴・排泄・食事等の日常生活上の介護を行います。認知症の進行を遅らせ、自立した生活が送れるよう支援します。

※要支援1の人は利用できません。

施設サービスについて…

介護保険施設

① 介護老人福祉施設

介護老人福祉施設とは「特別養護老人ホーム」のことであり、日常生活に常に介護が必要で、在宅生活が困難な人が生活する施設です。

介護職員が多く配置されており、個別の施設サービス計画に基づき、必要な介護サービスを受けることができます。

※入所対象者は、原則として「要介護3～5」の認定を受けた人です。

② 介護老人保健施設

病状が安定していてリハビリテーションや看護・介護を必要とする人に対し、医学的な管理の下で個別の施設サービス計画に基づき、在宅復帰を目指して日常生活の世話や機能訓練などを行う施設です。

理学療法士や作業療法士等が必ず配置されています。

※入所対象者は、「要介護1～5」の認定を受けた人です。

③ 介護療養型医療施設

急性期の治療が終わり、長期にわたる療養や医学的管理を必要とする人に対して、療養上の管理・看護・介護・機能訓練などを行う施設です。

医師や看護職員が他の施設よりも多く配置されています。

※入所対象者は、「要介護1～5」の認定を受けた人です。

④ 介護医療院

重篤な身体疾患を有する認知症高齢者の人等に長期療養等を行い、医療・介護の機能の他、生活施設としての役割を持つ施設です。

※入所対象者は、「要介護1～5」の認定を受けた人です。

ただし、国の方針として介護療養型医療施設は平成29年に廃止となっており、現在は令和6年度末までに介護医療院に移行するための移行期間中となっています。

その他の高齢者福祉施設

① 養護老人ホーム

原則65歳以上の人で、家族や住居の状況等の環境上の理由及び被保護世帯（生活保護受給者）や、市町村民税非課税世帯に属する等の経済的理由により、在宅において生活することが困難な場合に、市町村の措置により入所させ、養護する施設です。

入所者が自立した生活を営むことができるよう支援、社会復帰の促進に資する助言・指導、その他の援助を行うことを目的として、地方自治体や社会福祉法人により設置・運営されています。

「措置入所」…市町村が法律に基づいて、要援助者を施設等に入所させること。

② 軽費老人ホーム

低所得階層に属する60歳以上の人で、家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な人に、定額な料金で利用していただく施設です。

群馬県内には給食サービスがついている「A型」と、高齢者のケアに配慮しつつ自立した生活を提供する「ケアハウス」があり、原則として県内に1年以上住んでいる人が入居の対象となります。

③ 有料老人ホーム

入居した高齢者に対し、「食事の提供」「介護の提供」「洗濯掃除の家事」「健康管理」のいずれかのサービスを提供している施設です。

県内のサービス付き高齢者向け住宅については、全て有料老人ホームとしても該当しています。

介護付：施設の職員が直接介護サービスを提供します。

住宅型：入居者が選択した外部サービスを利用します。

健康型：介護認定を受けたら退去します。

サービスを利用したときの費用について…

介護サービスを利用したときは、「利用者負担割合（1割、2割または3割）」に応じた額（利用者負担額）を支払います。

また、施設サービスを利用したときには、利用者負担額に加えて、食費（食材費等）・居住費（部屋代や光熱費等）・日常生活費（理美容代等）の自己負担が生じます。

サービス種類や介護度によっても料金が変わりますので、ケアマネジャーやサービス事業者と利用前にしっかり調整することが大切です。

利用者負担割合は、要介護・要支援認定を受けた方や事業対象者に対して町が交付する「介護保険負担割合証」により確認できます。

【利用者負担割合について】

本人の合計所得金額（年金以外の収入）が220万円以上 かつ、本人を含めた同一世帯の65歳以上の方の 「年金収入+その他の合計所得金額」が…	
①単身世帯340万円以上、2人以上世帯463万円以上	3割負担
②単身世帯280万円以上340万円未満、 2人以上世帯346万円以上463万円未満	2割負担
③単身世帯280万円未満、2人以上世帯346万円未満	1割負担
本人の合計所得金額（年金以外の収入）が160万円以上220万円未満 かつ、本人を含めた同一世帯の65歳以上の方の 「年金収入+その他の合計所得金額」が…	
①単身世帯280万円以上340万円未満、 2人以上世帯346万円以上463万円未満	2割負担
②単身世帯280万円未満、2人以上世帯346万円未満	1割負担
本人の合計所得金額が160万円未満	1割負担

所得の低い人などの施設利用が困難にならないよう、一定の要件に該当する人が介護保険施設及び短期入所サービスを利用したときの食費と居住費の負担限度額が定められています。（補足給付）

事前に町に申請し、「負担限度額認定証」を受け取る必要があります。

【補足給付（特定入所者介護（予防）サービス費）について】

利用者負担 段階区分		第1段階 市町村民税非課税世帯で 高齢福祉年金受給者 生活保護受給者	第2段階 市町村民税非課税世帯で 年金収入が80万円以下等	第3段階 市町村民税非課税世帯で 第2段階に該当しない方	<参考> 基準費用額	
施設での食費		9,000円 (300円/日)	11,700円 (390円/日)	19,500円 (650円/日)	41,760円 (1,392円/日)	
施設での 居住費	多床室	0円 (0円/日)	11,100円 (370円/日)	11,100円 (370円/日)	11,310円 (377円/日) ☆	
	従来型 個室	特養	9,600円 (320円/日)	12,600円 (420円/日)	24,600円 (820円/日)	35,130円 (1,171円/日)
		老健 療養型	14,700円 (490円/日)	14,700円 (490円/日)	39,300円 (1,310円/日)	50,040円 (1,668円/日)
	ユニット型 準個室	14,700円 (490円/日)	14,700円 (490円/日)	39,300円 (1,310円/日)	50,040円 (1,668円/日)	
ユニット型 個室	24,600円 (820円/日)	24,600円 (820円/日)	39,300円 (1,310円/日)	60,180円 (2,006円/日)		

☆特養は別金額

神流町の一般介護予防事業について…

町内のすべての高齢者を対象とした、自立支援のための取り組みです。地域で「生きがい」や「役割」をもって生活していくため、健康維持と介護予防につながるような運動や講演会等を行います。

最近の研究では、年齢を重ねても適切なトレーニングを行うことで、筋力が向上できることが分かってきました。

積極的に介護予防・社会活動への参加をし、地域で支え合いながら健康的な生活を継続していきましょう。

65歳以上のすべての人が参加でき、希望者には送迎も行います。

詳細は広報やふれあいネットによる開催案内の他、地域包括支援センターまでお気軽にご連絡ください。

① 運動機能向上：おたっしゃ運動教室

開催時期	4月～11月（基本的に月2回、金曜日）
開催時間	10：00～11：30
場 所	こいこいあいランド会館2階
内 容	椅子に腰かけ、ゆっくりとストレッチや筋力体操を行います

② 認知症予防：脳若教室

開催時期	4月～8月（基本的に月2回、火曜日 全8回コース）
開催時間	13：30～15：00
場 所	こいこいあいランド会館2階
内 容	電子機器を使用して、ゲーム感覚で簡単な能力トレーニングを行います

③ 低栄養予防：元気はつらつ教室

開催時期	5月～11月（基本的に全3回コース）
開催時間	10：00～12：30
場 所	保健福祉センター（社会福祉協議会2階）
内 容	管理栄養士による栄養講話と調理実習をしたあと、皆で楽しく会食をします

④ 介護予防普及啓発：介護予防講座

年2回程度、講師を呼んで介護予防に関する講座を開催します。開催が決定したら、ふれあいネットや広報等でお知らせいたします。

神流町地域包括支援センターについて…

地域の高齢者が安心して健やかに暮らせるよう、生活を送るうえでの相談や介護予防等への支援をします。保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等が配置されており、役場の保健福祉課内に設置されています。

【主な業務内容】

1. 総合相談支援
高齢者の介護・福祉・健康・医療をはじめ、生活の中での困りごとや心配事の相談に応じます。
2. 権利擁護
高齢者が安心して生活できるよう、成年後見制度の普及や虐待への対応、消費者被害の防止に取り組みます。
3. 介護予防ケアマネジメント
要支援認定を受けた人や基本チェックリストで生活機能の低下がみられた人の介護予防ケアプランを作成します。
4. 包括的・継続的ケアマネジメント支援（地域ケア会議の開催等）
地域のケアマネージャーがより良い介護の支援ができるよう、ケアマネージャー支援や関係機関との連携体制作りに取り組みます。
5. その他の業務
地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域支援事業に取り組みます。
 - ・在宅医療・介護連携推進事業
 - ・生活支援体制整備事業
 - ・認知症総合支援事業
 - ・地域ケア会議推進事業
 - ・一般介護予防事業
 - ・その他の事業

…お気軽にご相談ください…

**神流町役場 保健福祉課 地域包括支援係
(地域包括支援センター)**

電話：(0274) 57-2111 (代表)

メモ

医療機関及び介護サービス事業者

神流町の医療機関および介護サービス事業者

神流町の医療や介護はとてもコンパクトですが、その分身近で頼りになる存在です。それぞれの診療所は日常的な健康・療養の指導だけでなく、必要に応じて高度医療を提供する病院を紹介してくれたり、受診に来られない人には往診を行っています。

日々の生活を支える介護サービスは、それぞれ馴染みがあり地域に根付いた事業者が担っています。

【医療機関】

名称	所在地	電話 <0274>	FAX <0274>
万場診療所	万場44-3	57-2018	57-2089
中里診療所	神ヶ原430-1	58-2201	58-2216
神流町歯科診療所	万場33-2	57-2019	57-2059

【薬局】

名称	所在地	電話 <0274>	FAX <0274>
かなな薬局	万場83	20-5033	20-5034
福本薬局	万場30	57-2723	57-2250

【介護サービス事業者】

名称	所在地	電話 <0274>	FAX <0274>
シエステやまの花	万場207	20-5200	57-3939
サービス種類 施設サービス：介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） 在宅サービス：通所介護・通所型サービス （介護予防）短期入所生活介護 居宅介護支援・介護予防ケアマネジメント			
神流町社会福祉協議会	神ヶ原430-1	58-2781	58-2791
サービス種類 在宅サービス：訪問介護・訪問型サービス 居宅介護支援・介護予防ケアマネジメント			

神流町周辺の医療機関

緊急で治療が必要な急性期からリハビリを行う回復期、そして在宅での維持期へと経過していく中で、それぞれの医療機関には役割があり、場合によっては転院が必要なこともあります。

入院設備を持つ病院には転院や退院に向けての相談を受ける窓口があり、関係機関と協力してその後の生活がスムーズに送れるためのお手伝いをします。

【上野村】

名称	所在地	電話 <0274>	FAX <0274>
上野村へき地診療所	上野村大字乙父630-1	59-2034	59-2742

【藤岡市内の入院設備のある病院】

名称	所在地	電話 <0274>	FAX <0274>
公立藤岡総合病院	藤岡市中栗須813-1	22-3311	24-3161

診療科目

総合診療科 / 心療内科 / 神経内科 / 消化器内科 / 循環器内科 / 呼吸器内科 / 血液内科 / 腎臓・リウマチ膠原病科 / 糖尿病内科 / 小児科 / 外科 / 整形外科 / 脳神経外科 / 皮膚科 / 泌尿器科 / 産婦人科 / 眼科 / 耳鼻咽喉科 / リハビリテーション科 / 放射線（診断/治療）科 / 麻酔・ペインクリニック科 / 病理診断科 / 救急科 / 歯科口腔外科 / 形成外科

併設する介護サービス事業所

介護老人保健施設 / 訪問看護 / 居宅介護支援

くすの木病院	藤岡市藤岡623-18	24-3111	24-3110
--------	-------------	---------	---------

診療科目

消化器内科・外科 / 呼吸器内科・外科 / 肝臓内科 / 腎臓内科 / 循環器内科 / 血液内科 / 糖尿病内科 / 内分泌内科 / 神経内科 / 外科 / 血管外科 / 乳腺外科 / 肛門外科 / 整形外科 / リウマチ科 / 泌尿器科 / 皮膚科 / 麻酔科 / ペインクリニック内科 / 歯科・歯科口腔外科 / 救急科 / リハビリテーション科 / 内視鏡内科 / 人工透析内科 / 放射線診断科 / 臨床検査科

併設する介護サービス事業

訪問看護 / 居宅介護支援

篠塚病院	藤岡市篠塚105-1	23-9261	24-1880
------	------------	---------	---------

診療科目

内科 / 循環器内科 / 消化器内科 / 呼吸器内科 / 膠原病内科 / 神経内科 / リハビリテーション科 / 心療内科 / 神経科 / 精神科

群馬県認知症疾患医療センター 篠塚病院

Tel. (0274) 20-1103 (月～土 9:00～15:00)

併設する介護サービス事業所

介護老人保健施設 / 介護療養型医療施設 / 訪問看護 / 認知症対応型共同生活介護 / 訪問介護 / 居宅介護支援

保険外：サービス付き高齢者向け住宅

【藤岡市内の入院設備のある病院】

名称	所在地	電話 <0274>	FAX <0274>
光病院	藤岡市本郷1045	24-1234	24-1233
<p>診療科目</p> <p>内科 / 循環器科 / 消化器科 / 血液内科 / 外科 / 小児科 / 産婦人科 / 皮膚科 / 整形外科 / 肛門科</p> <p>併設する介護サービス事業所</p> <p>通所介護 / 短期入所生活介護 / 居宅介護支援 保険外：サービス付き高齢者向け住宅</p>			
鬼石病院	藤岡市鬼石139-1	52-3121	52-3093
<p>診療科目</p> <p>内科 / 外科 / 皮膚科 / 整形外科 / 眼科</p> <p>併設する介護サービス事業所</p> <p>介護老人保健施設 / 訪問看護 / 居宅介護支援</p>			

【富岡市内の入院設備のある病院】

名称	所在地	電話 <0274>	FAX <0274>
公立富岡総合病院	富岡市富岡2073-1	63-2111	64-3377
<p>診療科目</p> <p>内科 / 心療内科 / 消化器内科 / 循環器内科 / 小児科 / 外科 / 整形外科 / 脳神経外科 / 泌尿器科 / 皮膚科 / 産婦人科 / 眼科 / 耳鼻咽喉科 / 麻酔科 / 放射線科 / 病理診断科</p>			
公立七日市病院	富岡市七日市643	62-5100	62-5111
<p>診療科目</p> <p>内科 / 皮膚科 / リハビリテーション科</p>			
西毛病院	富岡市神農原559-1	62-3156	64-3826
<p>診療科目</p> <p>精神科 / 内科 / 皮膚科 / 歯科</p> <p>併設する介護サービス事業所</p> <p>介護老人保健施設 / 介護医療院 / 居宅介護支援</p>			

【下仁田町内の入院設備のある病院】

名称	所在地	電話 <0274>	FAX <0274>
下仁田厚生病院	甘楽郡 下仁田町下仁田409	82-3555	82-5998
<p>診療科目</p> <p>内科 / 消化器内科 / 循環器内科 / 呼吸器内科 / 糖尿病内科 / 乳腺・甲状腺科 / 外科 / 整形外科 / 小児科 / 泌尿器科 / 皮膚科 / 眼科 / 耳鼻咽喉科 / リハビリテーション科</p> <p>併設する介護サービス事業所</p> <p>介護医療院</p>			

神流町周辺の施設サービス事業者

神流町には介護老人福祉施設が1ヶ所ありますが、その他の施設サービス事業者がないため、周辺地域の事業者を利用することも少なくありません。在宅生活の継続が困難になった時には、心強い存在です。

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）			
名称	所在地	電話<0274>	FAX<0274>
特別養護老人ホーム つどい	藤岡市岡之郷8-1	40-3400	40-3403
その他併設サービス 在宅サービス：通所介護・通所型サービス (介護予防)短期入所生活介護 (介護予防)小規模多機能型居宅介護 (介護予防)認知症対応型共同生活介護 居宅介護支援 介護保険外：ケアハウス(さくら)			
特別養護老人ホーム ライフゆうかり	藤岡市小林975-1	22-8341	50-9400
その他併設サービス 在宅サービス：地域密着型通所介護			
社会福祉法人みやび会 ふじの里	藤岡市中大塚880	24-6666	24-6668
その他併設サービス 在宅サービス：通所介護・通所型サービス (介護予防)短期入所生活介護 (介護予防)認知症対応型共同生活介護 居宅介護支援 介護保険外：ケアハウス(みやび) サービス付き高齢者向け住宅			
特別養護老人ホーム 真ほろば	藤岡市藤岡1019-2	23-6520	23-6511
その他併設サービス 在宅サービス：訪問介護・訪問型サービス 通所介護・通所型サービス (介護予防)短期入所生活介護 (介護予防)認知症対応型共同生活介護 居宅介護支援			
特別養護老人ホーム 音和の園	藤岡市藤岡2874-2	24-2095	24-2024
その他併設サービス 在宅サービス：訪問介護・訪問型サービス 通所介護・通所型サービス (介護予防)短期入所生活介護 (介護予防)認知症対応型共同生活介護 居宅介護支援			

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

名称	所在地	電話 <0274>	FAX <0274>
御嶽特別養護老人ホーム	藤岡市浄法寺1881-6	52-2231	52-6446
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 5px; padding: 2px; display: inline-block;">その他併設サービス</div> 在宅サービス：訪問介護・訪問型サービス （介護予防）短期入所生活介護 （介護予防）小規模多機能型居宅介護 居宅介護支援 介護保険外：養護老人ホーム			
特別養護老人ホーム いずみ	児玉郡 神川町大字上阿久原567	52-6038	52-6153
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 5px; padding: 2px; display: inline-block;">その他併設サービス</div> 在宅サービス：通所介護・通所型サービス （介護予防）短期入所生活介護 居宅介護支援			
特別養護老人ホーム いろいろの友	児玉郡 神川町大字八日市739-2	(0495) 77-1212	(0495) 77-1155
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 5px; padding: 2px; display: inline-block;">その他併設サービス</div> 施設サービス：介護老人保健施設（かみかわ） 在宅サービス：通所介護 （介護予防）短期入所生活介護 （介護予防）認知症対応型共同生活介護 居宅介護支援			

介護老人保健施設

名称	所在地	電話 <0274>	FAX <0274>
介護老人保健施設 藤岡みどりの園	藤岡市 下大塚字東イツナ525	24-5771	24-1880
<div style="border: 1px solid red; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">その他併設サービス</div> 施設サービス：介護療養型医療施設（篠塚病院） 在宅サービス：訪問介護・訪問型サービス （介護予防）訪問看護 （介護予防）訪問リハビリテーション （介護予防）通所リハビリテーション （介護予防）居宅療養管理指導 （介護予防）短期入所療養介護 （介護予防）認知症対応型共同生活介護 居宅介護支援 介護保険外：サービス付き高齢者向け住宅			
介護老人保健施設 しらさぎの里	藤岡市中栗須519-2	24-6633	24-6634
<div style="border: 1px solid red; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">その他併設サービス</div> 在宅サービス：（介護予防）訪問看護 （介護予防）訪問リハビリテーション （介護予防）通所リハビリテーション （介護予防）短期入所療養介護 居宅介護支援			
介護老人保健施設 鬼石	藤岡市鬼石139-1	52-3666	20-3081
<div style="border: 1px solid red; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">その他併設サービス</div> 在宅サービス：（介護予防）訪問看護 （介護予防）訪問リハビリテーション （介護予防）通所リハビリテーション （介護予防）短期入所療養介護 居宅介護支援			
介護老人保健施設 かみかわ	児玉郡 神川町大字新里2783-5	(0495) 77-2060	(0495) 77-1618
<div style="border: 1px solid red; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">その他併設サービス</div> 施設サービス：特別養護老人ホーム（いろりの友） 在宅サービス：（介護予防）訪問リハビリテーション （介護予防）通所リハビリテーション （介護予防）短期入所療養 介護居宅介護支援			

介護療養型医療施設

名称	所在地	電話 <0274>	FAX <0274>
篠塚病院	藤岡市篠塚105-1	24-5771	24-1880
その他併設サービス 施設サービス：介護老人保健施設（藤岡みどりの園） 在宅サービス：訪問介護・訪問型サービス （介護予防）訪問看護 （介護予防）訪問リハビリテーション （介護予防）通所リハビリテーション （介護予防）居宅療養管理指導 （介護予防）短期入所療養介護 （介護予防）認知症対応型共同生活介護 居宅介護支援 介護保険外：サービス付き高齢者向け住宅			

その他の高齢者福祉施設（藤岡市内）

名称	所在地	電話 <0274>	設置・経営団体
＜養護老人ホーム＞			
御嶽養護老人ホーム	藤岡市浄法寺1881-6	52-2231	社会福祉法人 龍峰会
藤野園	藤岡市藤岡2862	23-5711	社会福祉法人 藤野園
＜軽費老人ホームA型＞			
藤美荘	藤岡市藤岡2860	24-0101	社会福祉法人 藤野園
＜介護付有料老人ホーム＞			
スマイリングホーム メディス藤岡	藤岡市小林429-5	22-3000	グリーンライフ 東日本(株)
＜住宅型有料老人ホーム＞			
湯ざくら	藤岡市鬼石1044-2	50-8112	(株)加藤組
すまいーる藤岡	藤岡市中島90-1	25-8880	スマイルケア(株)
ガイアたついし	藤岡市立石849、850	50-9415	(有)ガイア
すがお	藤岡市岡之郷1166-1	50-8558	(株)栄光製作所
休屋	藤岡市岡之郷660-1	25-8711	(株)日本ケアストラ ラテジー
リバティハウスふじおか	藤岡市上戸塚101-1	40-2171	(有)リバティライ フ
ウェルビ・中栗須	藤岡市中栗須751-1	40-7512	(株)ウェルビーイ ング
ぴらすけあ藤岡	藤岡市上栗須69-4	25-8523	(株)恵友塾
輝日の家 上栗須	藤岡市 上栗須364-4、442-4	50-8090	(株)ホワイトライ フ
ゆい	藤岡市藤岡2268-1	50-8842	(株)ゆい

その他の高齢者福祉施設			
名称	所在地	電話〈0274〉	設置・経営団体
＜住宅型有料老人ホーム＞			
輝日の家 美久里	藤岡市矢場713	22-8466	(株)ホワイトライフ
メゾンかえで	藤岡市高山1703-1	22-0130	(株)梅香苑
ひだまりの家藤岡	藤岡市中大塚302-1	25-8900	(株)こもれび
優和の里	藤岡市上大塚1753-1	25-8747	(有)優和の里
ゆい2号館	藤岡市白石字上郷255	25-8890	(株)ゆい
かあちゃん家	藤岡市白石字洞2073-7	20-1021	のぞき(有)
おらっ家	藤岡市白石字洞2073-1	50-6161	のぞき(有)
アットホーム尚久藤岡	藤岡市上落合359-1	50-8788	(株)ホソヤ
＜サービス付き高齢者向け住宅＞			
フォレスト	藤岡市篠塚105-1	25-8885	医療法人 育成会
みかぼの郷	藤岡市小林邸東698-1	50-6100	美松ライフサポート株式会社
こもれび	藤岡市 本郷字木ノ下2222-1	25-8814	株式会社南風
ひまわり	藤岡市藤岡1415-1	23-8400	株式会社コン フォートプレイス
おひさま	藤岡市藤岡2170-1	50-8912	株式会社コン フォートプレイス
さくら	藤岡市藤岡2987-1	50-8711	医療法人 和光会
ご隠居長屋和楽久藤岡の家	藤岡市金井641-1	25-8212	平野 隆
みやびの里	藤岡市中大塚889-1	50-7100	美土里福祉会株式 会社
ケアコート青い空	藤岡市上大塚444-1	25-8444	株式会社コン フォートプレイス
ケアタウンたいよう	藤岡市白石933	52-2233	株式会社サン
かわせみの里	藤岡市鬼石842-2	25-8873	株式会社だんらん
湯ざくら八塩	藤岡市鬼石1029-2	50-8686	(株)加藤組
ケアタウンたいよう浄法寺	藤岡市浄法寺1036-2	50-9113	株式会社サン

…お気軽にご相談ください…

**神流町役場 保健福祉課 地域包括支援係
(地域包括支援センター)**

電話：(0274) 51-2111 (代表)



H30年作成
R2年4月改訂
R2年11月改訂